

大 通 達 甲（生）第 10 号
大 通 達 甲（警）第 20 号
大 通 達 甲（刑）第 9 号
令 和 8 年 4 月 1 日

簿 冊 名	例 規（1 年）
保存期間	1 年

本 部 各 課 ・ 所 ・ 隊 長
各 警 察 署 長

警 察 本 部 長

人身安全関連事案への対処体制等について（通達）

人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）については、認知した段階では、被害者及びその親族等（以下「被害者等」という。）に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、認知の段階から事案の終結に至るまで継続的に、生活安全部門と刑事部門が連携し、警察本部が確実に関与するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ、被害者等の安全の確保を最優先に対処することが肝要である。

こうした観点から、人身安全関連事案への対処については、「人身安全関連事案への対処体制等について」（令和 8 年 2 月 6 日付け大通達甲（生）第 1 号、（刑）第 1 号）に基づき実施しているところであるが、この度、組織改編に伴い、下記のとおり実施することとしたので、事案対処に万全を期されたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

1 人身安全関連事案の類型

人身安全関連事案は、次のものが該当する。

- (1) ストーカー事案
- (2) 配偶者からの暴力事案等
- (3) 前記(1)及び(2)以外の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案
- (4) 行方不明事案
- (5) 児童虐待事案
- (6) 高齢者虐待事案
- (7) 障害者虐待事案（精神科病院における業務従事者による障害者虐待を含む。）
- (8) 前記(1)から(7)までの事案以外の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「非定型事案」という。）

非定型事案としては、例えば、近隣トラブルや知人間・親族間のトラブル等で騒音苦情や金銭貸借を理由とした執ような嫌がらせが認められる事案等であって、加害者と被害者等の関係等から、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいものが該当し得る。

2 基本的考え方

人身安全関連事案は、警察が認知した時点においては、暴行、脅迫等外形上は比較的軽微な罪状しか認められない場合であっても、人質立てこもり事件や誘拐事件と同様に、正に現在進行形の事案であり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいことに加えて、加害者と被害者等の関係が継続的であるものも含まれており、加害者が被害者等に対して危害意識を有している場合、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶことがある。

したがって、人身安全関連事案への対処に当たっては、加害者に対する警告等の行政措置が犯行を阻止するのに十分な有効性を持たない場合もあることから、こうした措置を優先する考え方を排除し、例えば、被害者に対する脅迫文言やストーカー行為等を捉えて速やかに検挙するなど、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙等による加害行為の阻止を図ること。

また、被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、過去の事例から被害者のみならず親族等にまで生命の危険が及び得ることを十分に説明した上で、被害者等に被害の届出の働き掛け及び説得を行い、説得等にもかかわらず被害の届出をしない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、客観的証拠があり、逮捕の必要性が認められる場合には、加害者の逮捕を始めとした強制捜査を行うことを積極的に検討すること。

あわせて、被害者等に対しては、危害が加えられる危険性・切迫性に応じて、安全な場所へ速やかに避難させること又は加害者との関係性を完全に絶たせること等を最優先に検討し、身の警戒等の執り得る措置を確実にを行うことにより、被害者等の保護を徹底すること。

3 警察本部における一元的対処体制

人身安全関連事案の危険性・切迫性を正確に評価し、執るべき措置を検討するためには、知見と経験を蓄積し、体制の充実した警察本部による速やかな事態の掌握とその主導の下での対処が必須である。したがって、人身安全関連事案への対処に当たっては、警察署長の指揮は維持しつつも、警察本部がより積極的かつ機動的に関与するため、警察本部に、次のとおり、人身安全関連事案について一元的に対処するための体制（以下「本部対処体制」という。）を確立するものとする。

この本部対処体制は、警察署からの報告の一元的窓口となって事案を認知した後、事案の終結に至るまで継続的に、関係警察署と緊密に連携の上、警察署長による事案の認定、危険性・切迫性の評価に基づく加害者の事件検挙、行政措置、被害者等の保護措置等に関して、当該警察署への指導・助言・支援を一元的に行う。

(1) 本部司令塔

ア 警察本部に本部司令塔を置き、生活安全部総括参事官をもって充てる。

イ 本部司令塔は、人身安全関連事案の情報を集約し、部門間における調整を行うとともに、事案対処を指揮するなど、人身安全関連事案に関する事務を統括する。

(2) 本部統括責任者

ア 警察本部に本部統括責任者を置き、生活安全部人身安全・少年課長及び刑事部捜査

第一課長をもって充てる。

イ 本部統括責任者は、本部司令塔を補佐するとともに、相互に緊密に連携し、担当部門における人身安全関連事案への対処を統括する。

(3) 本部対処責任者

ア 警察本部に本部対処責任者を置き、次に掲げる者をもって充てる。

(ア) 生活安全部人身安全・少年課の警部の階級にある警察官

(イ) 警務部サイバー犯罪対策課、生活安全部生活安全捜査課、刑事部刑事企画課、刑事部捜査第一課及び刑事部組織犯罪対策課（以下「人身安全関連事案対処関係課」という。）の警部の階級にある警察官のうち生活安全部人身安全・少年課の人身安全関連事案対処に係る職を兼務する者

イ 本部対処責任者は、事案対処の具体的な調整を行うとともに、被害者等の保護対策、加害者の事件検挙等の事案対処に当たり、警察署の警察官に対する指導及び支援を行う。

(4) 本部対処要員

ア 警察本部に本部対処要員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

(ア) 生活安全部人身安全・少年課の警部補以下の階級にある警察官

(イ) 人身安全関連事案対処関係課の警部補以下の階級にある警察官のうち生活安全部人身安全・少年課に併任されている者

イ 本部対処要員は、本部対処責任者等の指揮を受け、被害者等の保護対策、加害者の事件検挙等の事案対処に当たり、警察署の警察官に対する指導及び支援を行う。

4 警察署における対処体制

警察署に、次のとおり、人身安全関連事案に対処するための体制（以下「署対処体制」という。）を確立するものとする。

(1) 署司令塔

ア 警察署に署司令塔を置き、警察署長をもって充てる。

イ 署司令塔は、本部対処体制の指導・助言を踏まえた上で対処方針を決定し、警察署における人身安全関連事案への対処を統括する。

(2) 署統括責任者

ア 警察署に署統括責任者を置き、刑事官（刑事官を置かない警察署にあっては、副署長）をもって充てる。

イ 署統括責任者は、署司令塔を補佐し、署対処責任者等を指揮して人身安全関連事案への対処を行う。

(3) 署対処責任者

ア 警察署に署対処責任者を置き、生活安全課長及び刑事課長（大分中央警察署にあっては、刑事第一課長）（生活安全刑事課長を含む。）をもって充てる。

イ 署対処責任者は、相互に緊密に連携し、事案対処の具体的な調整を行うとともに、被害者等の保護対策、加害者の事件検挙等の事案対処に当たる。

(4) 署対処副責任者

ア 警察署に署対処副責任者を置き、人身安全関連事案を担当する係長及び強行犯を担当する係長をもって充てる。

イ 署対処副責任者は、署対処責任者を補佐するとともに、署対処要員を指揮して被害者等の保護対策、加害者の事件検挙等の事案対処に当たる。

(5) 署対処要員

ア 警察署に署対処要員を置き、生活安全課員及び刑事課員（生活安全刑事課員を含む。以下同じ。）の中から署司令塔が指定する者をもって充てる。

イ 署対処要員は、署対処責任者等の指揮を受け、被害者等の保護対策、加害者の事件検挙等の事案対処に当たる。

5 人身安全関連事案への対処

(1) 事案認知時の対応

警察本部において的確に事案を把握するため、人身安全関連事案の全てについて、警察署において認知した段階で、署司令塔に速報するとともに、並行して、本部司令塔及び当該事案を主管する警察本部の所属に速報すること。

また、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が高まる可能性がある事象（以下「危険事象」という。）を新たに認知した場合についても、同様に速報すること。

報告を受けた署司令塔は、事案の認定及び危険性・切迫性の評価を行うとともに、本部対処体制からの指導・助言を受けつつ対処方針等を決定すること。

本部対処体制は、署対処体制に対し継続して指導・助言を行うとともに、事案の危険性・切迫性や署の体制等に応じて本部対処要員の派遣やその他の応援派遣等必要な支援を行うこと。あわせて、事案の関係場所が複数の都道府県にわたる場合においては、関係都道府県警察と確実に情報を共有し、迅速かつ的確に対処すること。

(2) 生活安全部門と刑事部門の連携

人身安全関連事案に係る相談等の対応に当たっては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性を正確に評価するため必要があると認めるとき、事件化のための擬律判断を的確に行うため必要があると認めるとき等には、署対処体制の要員に指定された生活安全課員及び刑事課員が共同で聴取を行うこと。

(3) 被害者等の保護等

各事案において被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、署司令塔は、直ちに即応態勢を確立し、被害者等を安全な場所へ速やかに避難させること。ただし、やむを得ない事情があり避難させられない場合には、被害者等身辺の警戒等の措置を確実に行うこと。

なお、危険性・切迫性が極めて高いとは認められない場合であっても、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が否定できないとき、又は危険性・切迫性を評価することが困難であるときは、危険性・切迫性が高いものとみなして、同様に対処すること。

このため、平素から管内の関係機関と連携できる体制を構築しておくこと。

(4) 加害者の事件検挙

人身安全関連事案の加害者に対しては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性

に応じて第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ること。

(5) 事案の継続的な管理と事態の掌握

人身安全関連事案は、事案認知から終結に至るまで長期化するものが多く、被害者等の保護等においても継続的な対応を要するものであることから、署司令塔は本部対処体制と緊密に連携し、当該事案の継続的な管理を徹底すること。

また、複数にわたる相談等がある事案については、個々の相談等には危険性・切迫性が認められなくても、事案の全体像を俯瞰的に捉えなければ危険性・切迫性を正しく評価できないこと、個々の相談等への対処が一見適切であっても、結果的に重大事件に発展する場合があることから、単に被害者等に対する防犯指導や加害者に対する口頭指導を繰り返すなど漫然と従前の対応を踏襲したり、加害者に口頭指導を実施したこと、被害者等が県外や警察署の管轄外に転居したこと等をもって安易に終結したりすることのないよう、関連のある複数の相談等を集約し、事態の全体像を掌握した上で危険性・切迫性を評価し、適切に対処すること。

なお、継続的に管理している事案において、長期にわたって一切の対処を行わないなど、実質的に管理が行われていない状態のままにすることのないようにすること。

(6) 事案終結の判断

人身安全関連事案に係る被害の未然防止・拡大防止を図るためには、限られた警察力をより危険性・切迫性の高い事案の対処に集中させる必要があることから、継続的に対処している事案において、

- 一定期間、危険事象の発生がなく、危険性・切迫性がないと認められる事案
- 危険性・切迫性が低くなっており、かつ、被害者等が継続的な対処を求めている事案

のいずれかに該当するものは、本部対処体制の確実な管理の下で、署司令塔において終結の適否を判断すること。

また、一旦、終結と判断した事案について、再び危険事象が発生する事例もあることから、新たな相談等が寄せられた場合には、過去に終結した事案と併せて俯瞰的に危険性・切迫性を評価し、継続的に対処すること。

6 留意事項

(1) 署対処要員の人数

署対処要員については、警察署の規模に応じて適当な人数を指定することとするが、生活安全課員及び刑事課員を総合した体制とすること。

なお、事案の性質上、女性警察官の指定についても配慮すること。

(2) 警察署における執務時間外の体制

警察署における執務時間外での初期対応に万全を期するため、当番ごとに署対処要員を指定すること。

(3) 署対処体制外で受理した場合の措置

人身安全関連事案に係る相談等については、交番及び駐在所を含め署対処体制外において受理する場合が少なくないため、署対処体制外の職員が相談等を受理した場合は、

直ちに署対処責任者（執務時間外にあつては当番責任者。以下同じ。）に事案概要等を報告すること。この場合、署対処責任者は、署対処体制の要員を速やかに現場臨場させる又は現場で対応中の職員に關係者を警察署へ同行させるなど必要な指揮を行い、原則として、署対処体制の要員が直接その対応に当たること。

(4) 各種マニュアルの活用

署司令塔は、署対処体制の要員を含む全ての職員に対し、各種マニュアルを活用するなどして、人身安全関連事案への具体的な対応要領を習熟させておくこと。

（人身安全・少年課人身安全対策第一係）

（サイバー犯罪対策課サイバー犯罪特別捜査班）

（生活安全捜査課企画・指導係）

（刑事企画課指導係）

（捜査第一課強行犯係）

（組織犯罪対策課組織犯罪特別捜査班）